

## 佐野市「地方で輝く」を見つける“しごと”の 移住プロモーション業務委託仕様書

### 1. 事業名

佐野市「地方で輝く」を見つける“しごと”の移住プロモーション事業  
(以下「本業務」という)

### 2. 業務の背景及び目的

佐野ら一めんの社会的認知度は向上し、今や関東地方を代表するご当地ラーメンである。週末には多くの店舗で行列ができるほど需要が高く、市外・県外から多くの人が足を運び、地域経済発展に貢献している。その一方で、佐野市の高齢化率が年々上昇するなか、「佐野ら一めん」業界においても例外ではなく、店主の高齢化も進んでおり、後継者を確保できずに廃業する店舗も散見される傾向にある。その背景には若年層の市外流出による担い手不足がある。

そこで、東京圏から本市への移住・定住を促進するとともに「佐野ら一めん」業界をさらに盛り上げ、持続的な地域活性化に資することを目的とし、本業務を実施するものとする。

### 3. 業務委託期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

より詳細なスケジュールについては、本市と受託業者との協議の上、決定する。

### 4. 業務の内容

佐野ら一めん店の創業・継業による移住促進事業に関する業務の内容は、以下のとおりとする。

#### (1) 移住・創業支援組織の設立

佐野ら一めん店の開業や継業とともに移住を支援するための組織を設立する。(組織の役割：参加者の移住やラーメン店での修行・創業を支援する機能を担う)

組織構成や関係機関との調整等の設立準備を行い、地方創生推進交付金の趣旨に鑑み、自立して運営可能な組織とするための計画を策定する。

#### (2) プロモーションコンテンツの作成等

佐野ら一めん店を開業する魅力を発信するためのコンテンツを作成する。

佐野らーめん店の開業の魅力だけではなく、潜在的な志願者に向けたメッセージを含んだ内容とする。コンテンツの種類は、映像コンテンツを含むものとする。

### (3) モニターツアーの実施

東京圏をターゲットとして、佐野市内でラーメン店を開業する夢を叶えられる体験モニターツアーを実施する。

佐野らーめん店のポテンシャルの高さが存分に伝わるツアーを計画することとし、関係機関やスケジュールの調整、募集案内から受付、実施及び実施後の分析までを含む。

## 5. 成果品

本業務における成果品として、次のものを紙媒体及び電子データにより納品すること。

### (1) 業務報告書

実施したプロモーション業務の内容、実績等を写真、動画データ等により具体的内容が分かりやすく整理されたもの。

紙媒体：5部

電子データ：1部（DVD-R等の媒体による。）

## 6. その他

### (1) 再委託

受託者は、事前に文書をもって発注者の承諾を得た場合、本委託業務の実施に当たって一部の業務を受託者の責任において再委託先に委託することができるものとする。

### (2) 報告及び検査

市は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

### (3) 守秘義務

個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

### (4) 権利帰属

受託者から発注者に引き渡された成果物の所有権、著作権、その他当該成果物を利用するために必要な一切の権利は、当該引渡しの時点をもって全て発注者に帰属する。

ただし、業務の成果品等に、受託業者が従前から保有する知的財産権（著作

権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。)が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、本市は、本業務の成果品等を利用する為に必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

受注者は、前項の成果物につき、発注者に対し、著作権人格権を行使しないものとする。